

法人名	特定非営利活動法人三重の〇〇を考える会	事業年度	令和4年4月1日～令和5年3月31日
-----	---------------------	------	--------------------

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	500,000円
賛助会員受取会費	1,000,000円
受取寄附金	2,500,000円
受取助成金	250,000円
〇〇事業収益	5,000,000円
△△事業収益	4,000,000円
□□事業収益	3,000,000円
受取利息	5円
雑収益	5,000円
	円
	円
	円
合計	16,255,005円

活動計算書の経常収益、経常外収益欄に記載されている内訳を転記してください。

活動計算書の経常収益計、経常外収益計の合計と一致します。

(2) 借入金の明細

借入先	金額
三重 三郎	300,000円
個人 A	100,000円
	円
	円
	円
合計	400,000円

- 借入金がある場合は、その借入先ごとに記載。
- 役員以外の個人からの借入の場合は、匿名可。
- 該当ない場合は、「該当なし」と記載(以下同じ)。

(3) その他

該当なし

上記(1)、(2)以外に、資金に関する重要な事項(現物寄附、有価証券の譲渡等)がある場合は記載。

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
社員 B	社員	生活再建資金の貸付け	R4.10.5	100,000 円	生活再建資金貸付制度規程による
三重 三郎	役員	運転資金借入れ	R4.10.1	300,000 円	年利 0.5%
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

●貸付けた場合、借入れた場合、両方記載。
 ●役員以外の個人は匿名可。（ただし、個人が当該取引を事業に利用している場合を除く。）

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
職員 C	職員	セミナー収入	R4.4～R5.3	36,000 円	年間 12 回分
鈴鹿 陽子	役員 の 姉	弁護士相談料	R4.5.20	10,000 円	相談時間 1 時間
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

●法人が提供する場合、提供される場合、両方記載。
 ●役員以外の個人は匿名可。（ただし、個人が当該取引を事業に利用している場合を除く。）

法人名	特定非営利活動法人三重の〇〇を考える会	事業年度	令和4年4月1日～令和5年3月31日
-----	---------------------	------	--------------------

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [④イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）、ロ 給与を得た職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
三重 三郎	理事長	役員	役員報酬	R4.4～R5.3	2,400,000
職員 A	職員	理事長の甥	給与	R4.4～R5.3	1,800,000
職員 3名	職員	社員	給与	R4.4～R5.3	5,000,000
職員 2名	職員	寄附者	給与	R4.4～R5.3	3,000,000

- 役員以外の者は匿名可。
- 社員である職員、寄附者である職員については、複数人をまとめて記載可。
- 役員等に該当しない職員については、記載する必要はありません。

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
8人	10,800,000円

●パート、アルバイトも含めた実人数

●活動計算書の給与、雑給等の総額と一致。

法人名	特定非営利活動法人三重の〇〇を考える会	事業年度	令和4年4月1日～令和5年3月31日
-----	---------------------	------	--------------------

6 海外への送金等に関する事項 [⑥海外への送金又は金銭の持ち出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
R4.10.20	シンガポールでの〇〇視察事業のために持ち出し	200,000 円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円

●報告事業年度中に海外への送金、又は金銭の持ち出しを行った場合に記載。

「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO 法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。